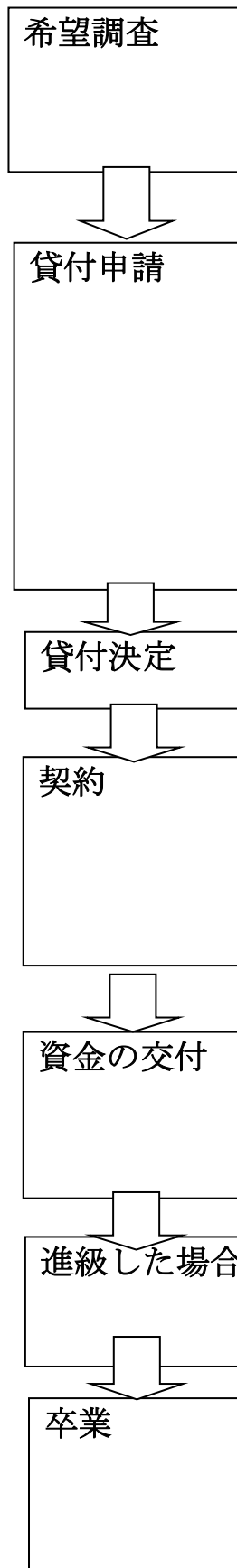


修学資金の手続きについて

1 貸付申込み～卒業までの手続き



① 在学中の福祉系高校を經由して県社協に提出。

- ◎貸付希望者一覧（各高等学校ごと）
- ◎福祉系高校修学資金希望調査票
- ◎自己推薦書（（高）別記要領様式第4号）
- ◎申請者と生計を一にする家族の所得証明書

県社協において書類審査をし、対象者に在学中の福祉系高校を經由して申請を依頼。

② 在学中の福祉系高校を經由して県社協に提出。

- ◎福祉系高校修学資金貸付申請書（（高）別記要領様式第1号）
- ◎身上調書（（高）別記要領様式第2号）
- ◎福祉系高校の長が発行する推薦書（（高）別記要領様式第3号）
- ◎申請者と生計を一にする家族全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ◎連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・所得証明書※連帯保証人が保護者の場合は不要。
- ◎申請チェックリスト
- 生活保護世帯の方…生活保護受給証明書・福祉事務所長の意見書

③ 県社協において書類審査をし、貸付けの可否を決定。

④ 貸付けの可否を在学中の福祉系高校を經由して申請者に通知。

⑤ 在学中の福祉系高校を經由して貸付契約書等を提出。

- ◎修学資金貸付契約書2通（（高）別記要領様式第5号）
（契約書作成に関し、前ページを参照してください。）
- ◎福祉系高校修学資金貸付事業における
個人情報の取扱同意書（（高）別記要領様式第26号）
- ◎振込口座（登録・変更）届出書（（高）別記要領様式第23号）

⑥ 指定された口座に資金の送金。

- 交付の時期は、毎年4月の予定です。
（交付時期は変更になることがあります。）
※貸付初年度は貸付契約締結後、年度内に予定。

⑦ 複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、福祉系高校を經由して以下の書類を県社協に提出。

- ◎在学証明書（新年度のもの）
- ◎成績証明書

⑧ 福祉系高校を經由して借用書を提出。

- ◎借用証書（（高）別記要領様式第9号）
収入印紙・割印については、前ページの《契約証書作成上の注意点》を参照してください。